

令和2年第11回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 令和2年10月12日（月） 19時00分開会

開催場所 荒尾市役所11号会議室

出席委員 14人

内田 浩明（会長）
古城 義郎（副会長）
尾上 光洋
田上 慎一
濱田 陽子
丸木 義寛
濱崎 仁道
畑田 香織
松岡 秀一
上田 清史
福田 榮一
大園 正道
齊藤 健
前田 真也

農業委員会事務局出席者

局長 永吉 桂輔
次長 田中 雅之
書記 坂西 正光
書記 原 英寿

議事日程

第1 議事録署名委員・会議書記の指名

第2

議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃貸借）

議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）

議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積
計画について

報告第27号 農地法第3条の3第1項の届けについて

報告第28号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

その他

議長(会長) それではただ今より令和2年第11回の総会を開催いたします。
本日は14名中14名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題4件、報告2件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第57号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
についてです。事務局から説明をお願いします。

(事務局説明) 議案第57号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転
許可申請についてです。

1件です

受付番号1

(譲渡人) 熊本市東区花立一丁目の個人

(譲受人) 菊池市隈府の個人

(土地の所在地) 野原の畑と田 面積 1,296 m² 外1筆 合計 4,606 m²

(貸出理由) 贈与

(借受理由) 贈与

譲受人は、会社員で週2日程の耕作等を予定。父親が和水町で専業農家をや
っており45年程の農業経験があるとのこと。今後、整地をして菊芋・ジャガイ
モを耕作したいとのことでした。機械は自身では所持しておらず、父親から借
用して耕作したいとの申し出がっております。

現地の状況ですが、何も耕作されていない荒れた農地でした。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討し
た結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第57号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請につ
いては以上です。御審議の程よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について、担当委員は説明
をお願いします。

委員 畑のところは除草剤をかけてありました。もう1筆の田は、入り口も分
からない状態でした。荒尾市に寄付の相談をしたが、断られ今回申請者に譲渡
したいとの内容でした。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

副会長 一番危惧するのは、申請者が菊池市の方ということ。週に2日程来られるといってもだんだん日がたつにつれ耕作意欲がなくなった場合、耕作放棄地になり、その後荒れ地になる可能性があると思う。

このような場合、安易に許可を出していいものか危惧している。

会長 通勤に1時間かかり、農機具を借りてくることになり現実的じゃない。

事務局 通勤に関しては、今回譲り受ける家を利用するとのこと。作業する場合は、そこに泊まるという考えです。

副会長 荒尾市に定住するという事であれば別だが、安易に許可を出すという事はできないと思う。

議長 この件については、継続審査ということで再度調査をしていただき、次回の農業委員会までに申請者の真意を確認していただきたいと思います。続きまして議案第58号 農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明) 議案第58号 農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請についてです。

1件です

受付番号1

(貸出人) 熊本市西区河内町の個人

(借受人) 熊本市西区河内町の個人

(土地の所在地) 樺の畑、面積 1,028 m²外 4 筆 合計 6,197 m²

(貸出理由) 労力不足

(借受理由) 経営拡張

現地の状況ですが、農振農用地のみかん山でした。申請地は、元々みかんを

つくられている所で10年間賃貸借契約するということになります。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第58号 農地法第3条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請については以上です。御審議の程よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、この件について、担当委員である私から説明いたします。

委員 申請農地の現状を確認してきましたが、りっぱなみかん園でありました。管理された農地ですので問題はないと思います。以上です。

議長 この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして**議案第59号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請**について、事務局から説明をお願いします。

5件です

受付番号1

(譲渡人) 荒尾市金山の個人

(譲受人) 荒尾市八幡台四丁目の個人

(土地の所在地) 川登の雑種地(現況:畑)、面積215㎡

(転用目的) 一般住宅 第3種農地

現地の状況ですが、申請農地は、住宅街にある農地で何も耕作されていない保全管理された農地でした。

計画の概要は、一般住宅で申請農地の転用面積は215㎡。給排水計画につきましては、給水は市上水道を利用し、雨水については雨水浸透枳を設置し、処理後道路側溝に排水。生活雑排水及び汚水については合併浄化槽を設置して、既存の側溝へ排水する計画で、近隣農地の営農には影響ありません。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討し

た結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

受付番号 2

(譲渡人) 荒尾市蔵満の個人

(譲受人) 福岡県行橋市上津熊の法人

(土地の所在地) 蔵満の畑、面積 2,444 m²

(転用目的) 太陽光発電施設 第 3 種農地

現地の状況ですが、申請農地は一部耕作されていましたが、その他は耕作されていない農地でした。

計画の概要は、太陽光発電施設で申請農地の転用面積は 2,444 m²。給排水計画につきましては、太陽光発電設備のため、給水・生活雑排水・汚水は無く、雨水については地下浸透させる計画で近隣農地の営農には影響ありません。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

受付番号 3

(譲渡人) 荒尾市荒尾の個人

(譲受人) 荒尾市大島の個人

(土地の所在地) 荒尾の畑、面積 383 m²

(転用目的) 一般住宅 第 3 種農地

現地の状況ですが、申請農地は、何も耕作されていない管理された農地でした。写真の手前側に段差があるところがございまして、奥に行ける里道があり、人が通れるように管理されておりました。

計画の概要は、一般住宅で申請農地の転用面積は 383 m²です。給排水計画につきましては、給水は市上水道を利用し、生活雑排水及び汚水は市下水道に接続し、雨水については自然浸透による排水のほか地下浸透柵による排水計画で、近隣農地の営農には影響ありません。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

受付番号 4

(譲渡人) 広島県広島市南区段原二丁目の個人

(譲受人) 福岡県大牟田市大字久福木の法人

(土地の所在地) 川登の畑、面積 739 m²

(転用目的) 宅地分譲 第 3 種農地

宅地分譲については、農地法でいう第 3 種農地だけということになっており

ます。宅地分譲の状況ですが、自動車教習所跡地部分（農地ではない）とそれに隣接する農地も含めて宅地分譲する計画（44区画）です。教習所部分は、1.5m程盛土をしてかさ上げる計画です。大規模な宅地分譲のため都市計画課で開発行為の許可を受けるための協議中です。現地の状況ですが、何も耕作されていない農地でした。

計画の概要は、一般住宅で申請農地の転用面積は739㎡。給排水計画につきましては、給水は宅地分譲のためありません。雨水については道路側溝へ流すという事です。生活雑排水及び汚水は宅地の購入者が下水道に接続する計画で、近隣農地の営農には影響ありません。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

受付番号5

（譲渡人）福岡県福岡市東区西戸崎四丁目の個人
荒尾市増永の個人

（譲受人）荒尾市増永の学校法人

（土地の所在地）増永の畑、面積578㎡外1筆 合計992㎡

（転用目的）学校用地 第3種農地

学校校舎を増築するに伴い隣接農地を取得し、農地転用するための申請です。校舎増築すると通路が狭くなるため通路部分の確保と生徒の運動機能を高めるためのトレーニングコースにしたいとのごとでございませう。

現地の状況ですが、申請農地は何も耕作されていない農地でした。

計画の概要は、学校用地で申請農地の転用面積は992㎡。給排水計画につきましては、学校の方が低く自然の雨水の流れとしては、学校側にすべて流れるようになっています。傾斜を利用して学校の排水施設に接続して、道路側溝に排水する計画で、近隣農地の営農には影響ありません。

審査基準の項目ごとに、記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、特段問題となるような項目はありませんでした。

議案第59号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請については以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございました。それでは受付番号1について、担当委員は説明をお願いします。

委員 申請農地は、事務局が説明されたとおり、住宅街の中にある農地で何ら

問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号2について担当委員は説明をお願いします。

委員 申請農地は、住宅と元店舗と農業用倉庫に囲まれた農地でありました。何ら問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号3について担当委員は説明をお願いします。

委員 申請地周辺は住宅街であり、何ら問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号4について担当委員は説明をお願いします。

委員 申請地の周辺は宅地であり何ら問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

—（「はい」の声あり）—

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして受付番号5について担当委員は説明をお願いします。

委員 1筆目は木がかなり生えており伐採するということでした。もう1筆は平坦な所で何も耕作されていない農地でした。ここはクロスカントリーのコースにするということで整地するだけということでした。何ら問題はないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありますか。よろしいでしょうか。

—（「はい」の声あり）—

議長 それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして**議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画**についてです。事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画についてです。

別紙をご覧ください。今回は、令和2年10月15日の公告予定です。今回は8回目の利用権設定となっております。

今回の設定面積ですが、利用権設定の新規設定が10年の田3,005㎡、再設定が10年の樹園地6,551㎡、所有権移転の田が5,382㎡、畑が10,363㎡、第1回からの累計で359,290.41㎡となっております。

1件目

利用権再設定

（借り手）荒尾市野原の個人

（貸し手）荒尾市野原の個人

（利用権を設定する土地）は、野原の樹園地、5,335㎡外1筆、合計6,551㎡です。

利用目的は梨で、期間は令和2年12月1日から令和12年11月30日ま

での10年間、借料は2筆で年間150,000円です。

2 件目

利用権新規設定

(借り手) 荒尾市菰屋の個人

(貸し手) 荒尾市菰屋の個人

(利用権を設定する土地) は、菰屋の田、890㎡です。

利用目的はキャベツで、期間は令和2年10月15日から令和12年11月30日までの10年間、借料は1筆当り物納年間60kgです。

3 件目

利用権新規設定

(借り手) 荒尾市菰屋の個人

(貸し手) 玉名市長洲町高浜の個人

(利用権を設定する土地) は、菰屋の田、1,645㎡外1筆 合計2,115㎡です。

利用目的はキャベツで、期間は令和2年10月15日から令和12年11月30日までの10年間、借料は10a当り物納年間60kgです。

4 件目

所有権移転

(譲受人) 荒尾市平山の個人

(譲渡人) 荒尾市平山の個人

(利用権を設定する土地) は、上井手の田、932㎡外5筆 合計6,442㎡です。

利用目的は稲作で、所有権移転の時期は、令和2年11月1日です。

5 件目

所有権移転

(譲受人) 荒尾市川登の個人

(譲渡人) 荒尾市川登の個人

(利用権を設定する土地) は、川登の畑、9,303㎡です。

利用目的は牧草で、所有権移転の時期は、令和2年11月1日です。

議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画については以上です。

議長 ありがとうございます。この件につきまして御意見、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

— (「はい」 の声あり) —

議長 それでは議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画を終了したいと思います。これで本日の審議は終わりました。報告事項を事務局より一括でお願いします。

報告第27号 農地法第3条の3第1項の届けについて

報告第28号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

議長 ありがとうございます。審議はありませんが、御意見御質問受け付けます。何かございませんか。

— (「なし」 の声あり) —

議長 では本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かありませんか。

事務局：以下の事務連絡を行う。

- 農地意向カード
- 令和2年度非農地調査現地確認について
- 熊本県農業会議 LINE による情報発信について
- 荒尾市空家に付随した農地の特例面積取扱について

議長 ありがとうございます。他に何かございませんか。

— (「なし」 の声あり) —

議長 それでは、これをもちまして令和2年第11回総会を終わります。